

平成30年度 第3回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	平成31年3月20日（木） 午後2時～3時30分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員、加藤研一委員、清水誠司委員、飯島徳哲委員、都築智委員、桜井茂文委員（代理 上村様）、石川誠委員、神本正博委員、三輪秀昭委員、都築文明委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、加藤領助委員、小川正人委員、旭多貴子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター（所長、係長、担当）
	庶務	福祉部次長、障害福祉課長、障害給付係長、障害福祉係担当、障害給付係担当
	同席者	作業部会（太田副会長、飯野副会長） 西三河南部西圏域地域アドバイザー（山北アドバイザー）
次第	1 あいさつ 2 議題 （1） 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組み（報告） （2） 障害者虐待通報の対応（報告） （3） 地域生活支援拠点等（報告） （4） 当事者部会について（報告） （5） グループ支援について（報告） （6） 要綱のなどの改正等について ア 安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱について イ 安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援時事業の利用に関するガイドラインについて （7） 作業部会・担当者会のテーマについて（報告） （8） 研修スケジュールについて（報告） 3 その他	

1 あいさつ

（神谷委員長）

年度末のお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この、自立支援協議会は、安城市自立支援協議会設置要綱に基づいて行われています。この要綱は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」この二つの法律に基づき、地域における障害者等への支援の体制の整備、あるいは障害を理由とする差別の解消の推進を図るという目的のために設置されています。そして自立支援協議会のもとには、作業部会がありまして各部会から上げられた個々の課題について、検討しています。

さて、市役所からいただいた資料によりますと、30年4月から障害者の法定雇用率が、2%から2.2%に引き上げられました。

ところが、県内民間企業の障害者雇用率は、昨年6月の時点で1.89%ということで、47都道府県の中では、東京都に続いて、ワースト2という全国的に低いレベルということだそうです。その対策として、次年度から、労働局と県が、障害者の職場実習の受け入れや雇用の定着を目指す取り組みを進めるということでございます。

また、次年度から地域福祉計画の計画がスタートします。今回のキーワードは地域共生社会です。地域共生社会というのは、昔を考えれば、村落共同体という非常に強固な結びつきがあり、その結びつきの外では生きていけなかったぐらいの状況でしたが、現在では状況が変わってきており、自己決定権とプライバシー権ということを尊重しなければならぬ時代になってきています。こういうことを尊重しながら、皆が手を取り合って福祉政策をやり地域共生社会というものを作っていこうというのが、今の福祉全体の考え方であることを前提に、障害者の問題に私たちは取り組んでいかなきゃいけないということだと私は思います。

本日の会議は、今年度最後の会議になりますので、どうぞ活発なご質問やご意見いただきますように、どうぞよろしくお願いします。

(典礼)

それでは、議題に入らせていただきます。議事のとり回しにつきましては、安城自立支援協議会設置要綱第4条の規定により、神谷委員長にお願いをいたします。

2 議題

(神谷委員長)

それでは、議題2「障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて」の報告をお願いします。

《障害福祉係担当より説明》

(神谷委員長)

何かご質問ご意見ございましたらお願いします。
障害者配慮ガイドラインコラムは、市民の方も見れますか。

(障害福祉係担当)

内部の職員向けのもので主に文章のつくり方等の内容ですので、配布することはありません。窓口でご覧になりたいということであればお見せすることはできます。

(神谷委員長)

特に希望のある方は見せていただくことはできるということですね。
ほかによろしいでしょうか。それでは、続きまして議題2「障害者虐待通報の対応について」の報告をお願いします。

《障害福祉係担当より説明》

(神谷委員長)

ただいまの報告についてご質問等ございますか。

(裁内委員)

この虐待件数の中で、どういう障害の方が、どれだけとか、例えば、精神障害の人がどれだけとか、知的障害の人がどれだけとか、身体の人がどれだけとかそういうことがわかれば教えていただきたいです。

(障害福祉係担当)

14件の中で重複して障害のある方もいますが、療育手帳をお持ちの方が10件、身体障害者手帳をお持ちの方が3件、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が1件、対象が絞れなかったのが2件です。

(神谷委員長)

他によろしいでしょうか。

虐待認定を行って愛知県に報告した例はないということは、いずれも虐待ではなかったというふうに理解して良いんですか。

(障害福祉係担当)

内容がまだ調べ切れてないというのもありますので、それらについてはこれから認定されるかもしれません。

(神谷委員長)

ありがとうございました。まだ引き続き調査中のもあるということですね。続いて議題3「地域生活支援拠点等について」の報告をお願いします。

《障害給付係担当より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。これについて平成30年度としては成果が上げられたということでしょうか。

(障害給付係担当)

昨年と比べても、見劣りしないような成果が上げられているのではないかと思います。ただ、検討すべき課題、改善していく事項も多くございますので、このあたりはしっかりと今後検討してまいりたいというふうに考えております。

(神谷委員長)

ありがとうございます。他にご質問ご意見はありますか。

(加藤領委員)

参考のところの医療児ケアが必要な障害児等の対応状況について、医療的ケア児会議というのが、2月から開催されているということなのですが、この、主な参加者の内訳というのはどのような、例えば福祉関係者だったら、どの事業者だとか、どのように選定されているのか、教えていただけますか。

(障害給付係長)

障害の部門としては障害福祉課、相談支援事業所が入っておりまして、それと、児童担当者会の会長、副会長。あと、自立支援協議会の会長に入っています。また、保健センター、学校教育関係、三河青い鳥さんや更生病院の方にも出ていただいております。

(加藤領委員)

安城市内の事業所でも医療的ケアの必要な障害者や障害児を受け入れている事業所もあるので、そういう会議内容とか情報等がこちらにも降りてくるといいかなと思います。

(障害給付係長)

今回は全体的な会議として実施しましたが、来年度に向けて安城市内で実際に受け入れを行っている事業所の方もお集りいただき、会を開いていきたいというふうに考えております。そこでいろいろお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(神谷委員長)

はい、ありがとうございました。続きまして議題4「当事者部会について」報告をお願いします。

《飯野副会長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。今の報告についてご質問ご意見ありましたらお願いします。これは、非常に重要な試みですからぜひ今後継続していただきたいと思います。ご意見ご質問ありませんでしたら次へいきます。
議題5「グループ支援について」ご説明をお願いします。

《飯野副会長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございます。今の説明についてご質問ご意見ございますか。

(加藤研委員)

移動支援については、介護における「地域ケア推進会議」でも話題に上がることがあ

ります。こちらでは、地域におけるサロン等へ参加したいんだけど、さまざまな事情で参加できない高齢者の方をどのように支援していこうかということが話題に上がっています。今回は情報提供のみですが、今後こうした議題に対して、障害も介護もなくどちらの部門でもできるような方向性の議論ができるといいなと考えています。

(飯島委員)

安全性とか、ルールについて具体的に実際の支援に何人つくとか、その障害の重さとか、ある程度一人で行ける人とは、その基準というのは何かありますか。

(飯野副会長)

それを今後検討していかないといけないなと考えています。実は既に実際にグループ支援を実施されている近隣の市町もありまして、ヘルパーと利用者の比率はどの程度なら安全なのかや障害の程度については今後きちんと検討していく必要がありますという現状です。

(飯島委員)

以前、障害者手帳の基準の審査の担当をしたことがあるんですが、重症度によって、一人で買い物ができるだとか、支援があればできるだとか、必ず支援が必要だとかそういう項目に丸をつけるところがあるので、そういうのを参考にさせていただくと良いかなと思います。ただし、2年とか3年に1回くらいしか手帳の申請というのはないので、重症度が変化するということがあるんですね。そのあたりもふまえて検討していただくと良いかなと思います。

(飯野副会長)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、決して危険を犯して果敢に少人数のヘルパーで多くの利用者さんを連れて外出しようということではございません。楽しく利用者さんが社会参加できるよう、効率良く支援したいということです。また、この背景には、支援していただくヘルパーがニーズに対して少ないという背景もありますので、それもこのグループ支援で少し緩和されるということもメリットとしてあります。

(神谷委員長)

ありがとうございました。貴重なご意見をいただいて利用者さんの精神状況、身体状況は変わっていくということも考慮して検討をお願いします。続いて議題6「要綱などの改正等について」ご説明をお願いします。

《障害給付係長より説明》

(神谷委員長)

ただいまの説明についてご質問ご意見をお願いします。
基本的なことで申し訳ないのですが、廃止して国の制度というのは、この国の制度は通

達か何かですか。これは、こういう法律があるのですか。

(障害給付係長)

資料としては国からの通達になりますけども、この制度につきましては、総合支援法で規定されるサービスの内容になります。

(神谷委員長)

分かりました。それからもう一つ、障害者支援区分6の人を対象にするというふうにあります。安城市のこの要綱から見ると、サービスの後退になっていないだろうかというところが少し心配だと思いますがいかがでしょうか。

(障害給付係長)

対象者の範囲としては、狭くなるかもしれません。しかし、何をしていただけるという視点で見ると市の要綱の中ではコミュニケーションのみしかできませんが、福祉サービスでは、介護の部分も見ていただける、それが90日間超えたとしても利用することができるというところから、幅が広いということになります。従いまして、福祉サービスの方を促していくという形になりました。

(神谷委員長)

次に議題に行きたいと思います。続いて議題7「作業部会・担当者会のテーマについて」これについてご報告をお願いします。

《太田副会長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告についてご質問ご意見ございましたらお願いします。

(原委員)

手をつなぐ親の会の原と申します。

地域生活支援拠点等につてプロジェクトチームということで、来年度、拠点に求められる機能の見直し及び不足する機能の検討が予定されているということですが、専門性の部分について意見させていただきます。

医療との関わりというものがどうしても必要になってくるということで医療ケア児のことについて、進展が少しありましたということでご報告があったんですけども、そうではない、障害者の医療との関わりということでより強化していただけないかという点の検討をお願いしたいと思います。手をつなぐ親の会は知的障害者の親が集まる会で、二百数十名の会員がおりますけども、今年度、9名の保護者が亡くなっております。また、これまではあまりありませんでしたが、2名の当事者が亡くなっています。それだけ高齢化し、より切迫した状態にある家庭が増えているのではないかと思います。実際に私たち会員の間でもこれに関する話をいつもしている状況です。なかなか表面化し

てきていないものですから、検討事項に上がらないんじゃないかというところもあるんですけども、そちらの方、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(太田副会長)

ご意見ありがとうございます。今、お話下さいました点について親御さんの高齢に伴い、誰が当事者の面倒を見ていくのかという課題につきましては国のほうでもあがっています。障害サービスの本来の領域から介護保険の領域への移行をシームレスにすすめるための多岐にわたる課題については、作業部会の中で皆で検討していこうと思います。そういった親御さんたちが、少しでも、不安が払拭していけるように、全体で取り組んでいく課題かと考えております。

(神谷委員長)

はい、ありがとうございました。
児童担当者会というのは、どういった人がメンバーなんですか。

(太田副会長)

今、児童担当者会のメンバーとしましては、未就学のお子さんが通われる「児童発達支援」、就学期の放課後や夏休みに利用する「放課後等デイサービス」、あとは「日中一時支援」こちらのサービスを提供する事業所を対象としています。
あとはそこに相談支援員さんですとか、あんステップの職員、特別支援学校から先生もご参加いただくような体制でやっております。

(神谷委員長)

ほかにご意見ご質問はございますか。

(旭委員)

質問というか要望なんですけど、当事者部会の方が自立支援協議会とはという勉強会を来年度計画しておられるようなのですが私ちょっとこの会について不勉強なまま参加しておりますので、もし、日程等が決まりましたらご案内いただけたら傍聴させていただきたいことをお願いしたいのですが。

(障害給付係担当)

つきましては、日程等決まりましたら、改めて情報提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(神谷委員長)

続いて議題8「研修スケジュールについて」ご報告をお願いします。

《ふれあいサービスセンター斉藤所長より説明》

(神谷委員長)

ご質問よろしいですか。
全体としましてで結構でございますので、ご意見ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

(小川委員)

自立支援協議会における作業部会と各担当者会について、委員として、そこに出席してみたいときには、出席することが可能なのでしょうか。勉強会等についてはどうでしょうか。

(障害給付係担当)

小川委員の言われました、各担当者会、作業部会等の見学、傍聴については、基本的には委員の皆様に見学いただくことは、差し支えないというふうに考えております。ただ、センシティブな内容を扱うケースもございますので、一度こちらにご相談いただきたいと思いますと思っています。

(神谷委員長)

基本的には、参加可能ですけども内容によって、当事者だけのがいい場合もあるから問い合わせてくださいということですね。はい、ありがとうございました。
それでは、最後に西三河南部西圏域アドバイザー、山北さんに一言いただきたいと思います。

《西三河南部西圏域地域アドバイザー山北様》

西三河南部西圏域の地域アドバイザーの山北です。
こちらの事業は愛知県の障害福祉課から、西三河南部西圏域の、安城、刈谷、知立高浜、碧南、西尾市の6市の相談支援体制や自立支援協議会の活性化に協力をするようにという委託内容でいただいております。
今日参加させていただいた感想の部分になってしまいますが、今年度も6市全ての市の協議会に回らせていただいているところですが、ほかと比べてというのは余り言いたくないですが、安城市は特に熱気があって、活動も活発な市であるというふうに感じております。
本日の資料の1番最後の28ページを見るとですね、次年度のスケジュールが載っておりますが、いただいたときにパッと数えてみるとちょうど100回の会議の開催がありました。プラス事前の準備会も含めるとですね、多くの方が多くの時間を使ってこの協議会に向けて熱意を持って、障害者の方の自立支援や、暮らしやすいまちづくりについて尽力されてるんだなというふうに感じます。
だからこそその熱意だと思いますし、特にこれは県内でも余り例がない当事者部会の設立に向けて動かれているというような動きも、これだけの活発な活動の中から見えてきた道なのかなというふうに感じております。
この活動をぜひ、広げていただいて、私としてはアドバイザーとしては持ち帰らせていただいて、各市にまた、広めていきたいというふうに思っております。
貴重な活動報告いただきましてどうもありがとうございます。以上です。

(神谷委員長)

ほかにご意見ご質問ございますか。よろしいですか。
これで議題は終了ということにさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 その他

(事務局)

ありがとうございました。
その他ということで、次年度の支援協議会本会議の開催予定をご案内させていただきます。
第1回目の開催予定が2019年の6月27日の木曜日、午後1時30分から場所は本日と同じく第10会議室の予定です。
第2回につきましては2019年の10月24日木曜日同じ1時30分から市役所の会議室にて開催しますが、場所については未定です。
6月の本会議の際にはご案内が可能かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
第3回につきましても、2020年の3月19日、同じく午後1時30分からです。こちらも会議室未定でございますが、市役所にて開催予定です。
では以上をもちまして、会を閉じさせていただきます。
本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

平成30年度第3回安城市自立支援協議会 次第

日時：平成31年3月20日（水）

午後2時00分～午後3時30分

場所：安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

1 あいさつ

2 議 題

- (1) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組み（平成30年度）
について（報告）……………資料1(P1)
- (2) 障害者虐待通報の対応（平成30年度）について（報告）…資料2(P2)
- (3) 地域生活支援拠点等（平成30年度）について（報告）……資料3(P3～5)
- (4) 当事者部会について（報告）……………資料4(P6)
- (5) グループ支援について（報告）……………資料5(P7～13)
- (6) 要綱などの改正等について（報告）……………資料6(P14～23)
 - ・安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱……廃止
 - ・安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドライン……………改正
- (7) 作業部会・担当者会のテーマ（平成31年度）について（報告）
……………資料7(P24～25)
- (8) 研修スケジュール（平成31年度）について（報告）……………資料8(P26)
- 《参考》 自立支援協議会の体系……………資料9(P27)
平成31年度自立支援協議会作業部会担当者会スケジュール一覧表
……………資料10(P28)

3 その他

- ・平成31年度の安城市自立支援協議会開催予定について
 - 第1回 日時：2019年6月27日（木）午後1時30分から
場所：安城市役所3階 第10会議室
 - 第2回 日時：2019年10月24日（木）午後1時30分から
場所：安城市役所（会議室は未定）
 - 第3回 日時：2020年3月19日（木）午後1時30分から
場所：安城市役所（会議室は未定）

議題 1 障害者差別解消法に係る市の取り組みについて

(平成 30 年度)

- 1 市役所窓口における障害者差別解消に係る苦情・相談状況
平成 30 年度第 1 ～第 3 四半期（4 ～12 月）は該当ありませんでした。
※第 2 四半期（7 ～9 月）は相談が 1 件でしたが、障害者差別解消に係るものではありませんでした。
※第 3 四半期（10 ～12 月）は要望が 1 件ありましたが、障害者差別解消に係るものではありませんでした。
- 2 障害者差別解消への周知啓発等取組状況
 - (1) 各種団体での啓発活動、研修会を実施
 - ・平成 30 年度から南部調理場に臨時職員（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用したことに伴う職員研修（4 月 4、9 日）に職員が出張し、障害の特性とともに障害者差別解消の内容を取り上げて説明しました。
 - ・中部地区社協総会（5 月 11 日）、地区民生委員協議会勉強会（6 月 1、5、6、7 日）に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について説明しました。
 - ・福祉部・子育て健康部・安城社会福祉協議会 新任職員研修に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について研修を行いました（8 月 30 日・3 回）。
 - ・碧海信用金庫本店にて障害福祉課職員（手話通訳者）と高齢福祉課職員（車いす利用）が、窓口職員向けに講演を行いました（9 月 11 日）。
 - ・障害者差別解消職員研修（12 月 5 日）として、自立支援協議会の小川委員を講師に迎え、若手職員向け研修会を障害福祉課主催で実施しました。
 - (2) 市役所内に 5 箇所設置されている広告モニターにて、平成 30 年度も 2 ヶ月毎に、障害者差別解消を啓発する 15 秒の新作動画を放映しています。昨年度からご協力いただいている（株）ティンクさんに加え、今年度は年度途中からはぐみん事業所さんもお協力いただいています。
 - (3) 平成 30 年 8 月 26 日（日）に、アンフォーレで「24 時間テレビサテライト会場」が実施されましたが、障害福祉課が設置した啓発ブースにて、（株）ティンクさんのご協力により、市庁舎で放映している差別解消啓発動画の長時間版を放映し、また器具を身に着けて行う障害者体験も実施できました。その他にもヘルプマークの啓発等も実施しました。
 - (4) 平成 29 年度に市職員内部事務システムに掲載した「障害者配慮ガイドラインコラム」について、連載形式だった 15 回分をいつでも職員が参照できるようにまとめて再掲載しました。（内容は文字サイズや書体など文章記載の基本事項や行事における配慮や手話通訳・要約筆記者の配置、簡単な手話など）

議題 2 障害者虐待通報の対応について（平成 30 年度）

1 市役所窓口における障害者虐待に係る通報・相談状況（30 年 4 月～12 月）

本年度虐待が疑われる通報、相談の件数は 30 年 12 月末現在で 14 件ありました。内訳は養護者による虐待が疑われるものが 7 件、施設従事者による虐待が疑われるものが 7 件、また虐待の種別では身体的虐待が 8 件、心理的虐待が 5 件、両方あると通報されたものの詳細不明であった件が 1 件です。

本年度は虐待認定を行って愛知県に報告した件はまだありませんが、今後調査を進めた後、認定する場合があります。

また、先の件数には愛知県障害福祉課に直接匿名通報があり、県の通知を受けて安城市が調査を行った事例が 1 件含まれます。

この他、愛知労働局（ハローワーク）が本市在住の障害者が働く市外の職場での虐待疑いを調査中、と通知された事例が 2 件あります。

2 障害者虐待防止への周知啓発などの取組状況

中部地区社協総会（5 月 11 日）、地区民生委員協議会勉強会（6 月 1、5、7 日）に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について説明しました。

福祉部・子育て健康部・安城社会福祉協議会 新任職員研修に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について研修を行いました。（8 月 30 日・3 回）

また、市内の関連団体で組織する安城市虐待等防止地域協議会の研修会において、ぬくもり福祉会の施設長さんを講師に虐待防止研修を実施しました。（10 月 4 日）

議題 3 安城市地域生活支援拠点等(H30年度)について

【拠点等に必要とされる 5 つの機能とその実施先】

機 能	内 容	実 施 先
①相談 (24 時間の相談体制)	夜間休日を含めた 24 時間 365 日の相談に対応する。	社会福祉法人ぶなの木福祉会 及び安城市社会福祉協議会
②地域の体制づくり (コーディネーターの配置)	障害者が地域で暮らしていくため、障害者のニーズとサービス等をコーディネートする。	社会福祉法人ぶなの木福祉会
③緊急時の受け入れ	介護者の急病や障害者本人が不穏になった等の緊急時に、一時的に受け入れる体制を整備する。	市内の短期入所事業所 (4 か所)
④体験の機会・場	障害者の自立に向け、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	社会福祉法人観寿々会 バストマトズ職員寮の一室
⑤専門性	医療的ケア等が必要な障害者に対して、専門的な対応ができる体制、人材を確保する。	

機 能	内 容	実 施 先
①相談 (2 4 時間の相談体制)	夜間休日を含めた 2 4 時間 3 6 5 日の相談に対応する。	社会福祉法人ぶなの木福祉会 及び安城市社会福祉協議会

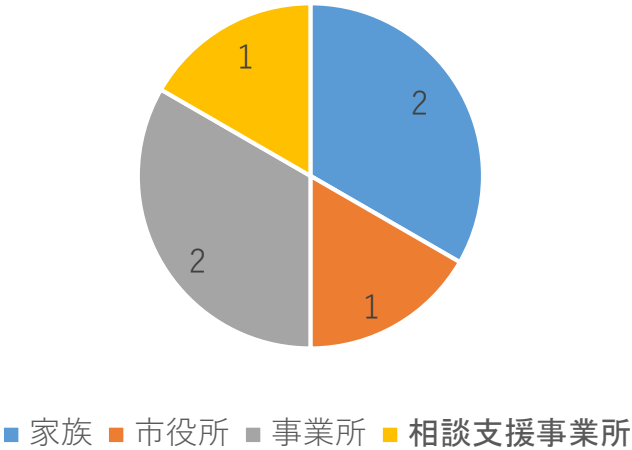
◎ぶなの木福祉会委託分（月次報告書より集計）
【相談件数・緊急対応件数】

◎社会福祉協議会委託分（月次報告書より抜粋）
【相談件数内訳】

【相談内容（複数回答可）】

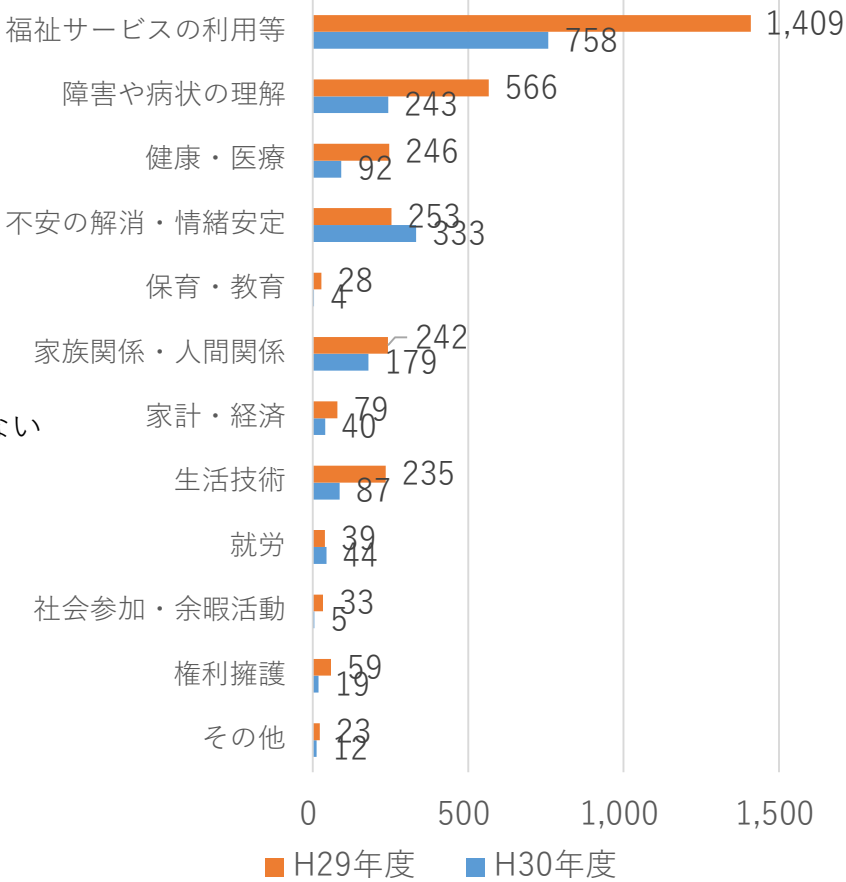
	H30年度 (12月末時点)	H29年度 (年度合計)
相談件数	29件	13件
緊急対応件数	6件	9件

【緊急対応ケース依頼先内訳】



	H30年度 (12月末時点)	H29年度 (年度合計)
相談件数	1,289件	1,982件
平日受付分	1,228件	1,892件
土日祝受付分	43件	66件
時間外受付分	18件	24件

※緊急対応はしていない



機 能	内 容	実 施 先
②地域の体制づくり (コーディネーターの配置)	障害者が地域で暮らしていくため、障害者のニーズとサービス等をコーディネートする。	社会福祉法人ぶなの木福社会

◎ コーディネーター対応状況

	延べ対応件数
H30年度 (12月末時点)	112件
H29年度 (年度合計)	157件

◎ コーディネーター対応事例

- ・ 精神科病院入院中の障害者に対する、退院後の地域生活への移行に向けた支援
- ・ 福祉サービス、医療等に繋がっていない方への支援
(特に地域包括支援センターとの連携による対応)
- ・ 医療機関での受診や行政機関での各種手続きへの同行
- ・ 過去に対応した困難事例に関するその後のケア会議の開催及び出席
- ・ 近隣市町村にある精神科病院への定期訪問等 (H30年度より開始した「体験部屋」のPR等)

機 能	内 容	実 施 先
③緊急時の受け入れ	介護者の急病や障害者本人が不穏になった等の緊急時に、一時的に受け入れる体制を整備する。	市内の短期入所事業所（４か所）

地域生活支援拠点等（緊急時短期入所）受入実績					
H29年度	事業所名	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用日数	主な対応事由
(年度合計)	ぬくもりの郷	8	8	31	介助者の葬儀出席、死亡、入院
	ハルナ（聖清会）	2	2	4	介助者の葬儀出席、死亡
	ほっとみるく（ポテト福祉会）	2	2	2	介助者の死亡、介護不可
	めだかくらぶ（えんご会）	4	1	8	避難要請があったため
	計	16人	13人	45日	
H30年度	事業所名	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用日数	主な対応事由
(12月末時点)	ぬくもりの郷	5	4	14	介助者の葬儀出席、入院
	ハルナ（聖清会）	1	1	2	やむを得ない事由による措置
	ほっとみるく（ポテト福祉会）	0	0	0	
	めだかくらぶ（えんご会）	0	0	0	
	計	6人	5人	16日	

※各協力事業所からの申告により作成

機 能	内 容	実 施 先
④体験の機会・場	障害者の自立に向け、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	社会福祉法人観寿々会 バストマトズ職員寮の一室

◎体験の場実施状況

- ・ H30年度途中（10月）からの実施であり、12月までの利用実績はなし。
ただし、平成31年1月30日から3月1日にかけて **1名の利用（延べ5日間分）の利用実績**がありました。

機 能	内 容	実 施 先
⑤専門性	医療的ケア等が必要な障害者に対して、専門的な対応ができる体制、人材を確保する。	

◎実施状況

- ・ H30年度において実施した実績はありません。
- ・ 拠点に関連して必要と考える内容を精査し、関係する機関と調整を行っていきます。
- ・ 現在作業部会内で検討している研修部会や基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）が実施する研修との関係性や内容等も意識しながら検討を進めます。

【参考】医療的ケアが必要な障害者等に対する対応状況

- ・ 県が主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、本市からは2名が受講し、修了した。
（ふれあいサービスセンター、相談支援事業所「あんステップ」の相談支援専門員各1名ずつ）
- ・ 関係機関同士の連携強化等を目的とした会議（医療的ケア児会議）を平成31年2月に開催（今後、定期的で開催予定）
主な参加者：保健、医療、教育、保育、福祉関係者（計19名）

議題 4 当事者部会について

設置の前提

当事者部会は、ノーマライゼーションの理念とソーシャルインクルージョンの視点で組織化され、障害がある人も無い人も差別や区別されることなく、それぞれが自分らしく生活することのできる仕組みや、地域を作っていくために必要な問題や課題を協議します。

設置の意義・目的

障害がある人が、地域の中で共に生活する社会こそあたり前の社会であるというノーマライゼーションの理念に基づいた共生社会・権利擁護の実現されたまちづくりには、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」など様々な社会的障壁を取り除く必要があります。そのために、当事者が主体的に障害施策へ意見や提言できるシステム作りが求められ、障害者自身の生の声をどう生かしていくかが重要になってくると考えます。

当事者部会を自立支援協議会内に設置することで、安城市の施策への意見や提言を当事者が主体的に届け、共生社会を実現していくとともに、当事者間の交流の場として地域に広めていくことが期待できます。

結果報告

当事者部会設置にあたり、運営方法等を作業部会で協議を行い、次の事項を決定しました。

・部会の構成員数について

	全 体	障害種別ごとの構成員数				
		身 体	知 的	精 神	発 達	難 病
募集人数	12名	4名	2名	2名	2名	2名
応募人数	14名	7名	2名	3名	1名	1名
決定者数	10名	4名	2名	2名	1名	1名

・初年度テーマについて

1 自己紹介をする中で課題をみつけ、その課題について共通認識をもつ。
(生活する中で直面してきた課題や夢など)

2 交流会開催（委員だけでなく、障害のある全ての人を対象に）

勉強会：「自立支援協議会とは？」

・当事者以外の参加について（事務局・進行・オブザーバーなど）

作業部会三役＋作業部会参加者が、3～4名でサポート

（サポート内容：必要に応じたファシリテーション、コミュニケーション、ビジュアル化）

・スケジュールについて

資料10「安城市自立支援協議会スケジュール一覧表(案)」のとおり(P28)

・体制について 資料9「自立支援協議会の体系」のとおり(P27)

資料5

議題5 グループ支援について(報告)

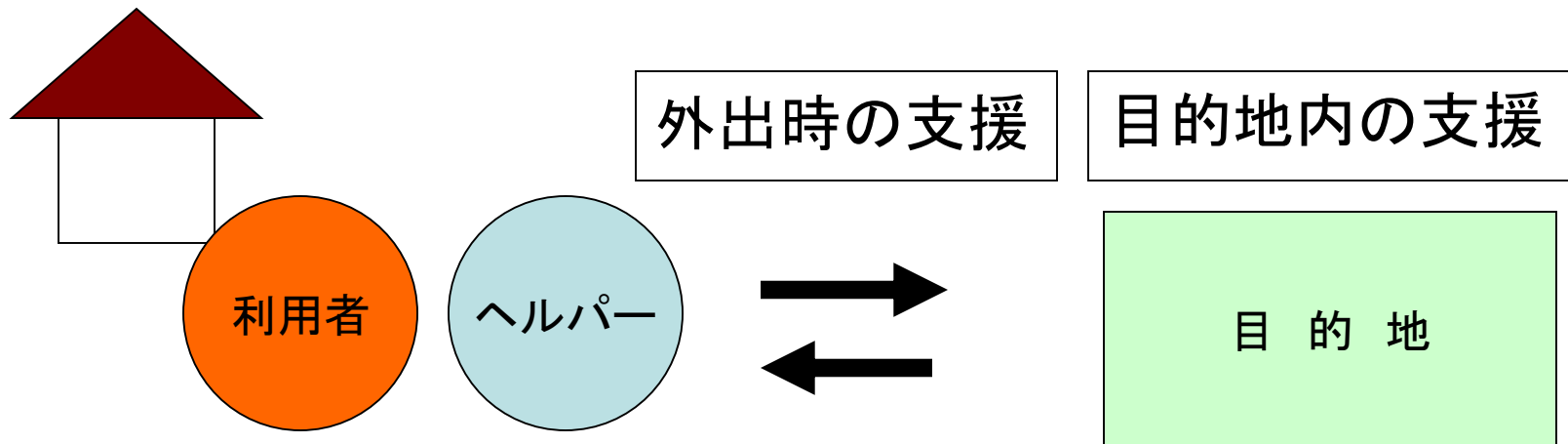
**移動支援における課題と
解決策(案)について**

《居宅担当者会》

移動支援ってなに？

移動支援とは

屋外での移動が困難な障害者(児)について外出のための支援をするサービスです。



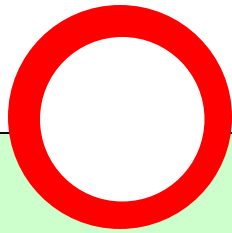
※現地集合・現地解散も可能

移動支援の目的とは？

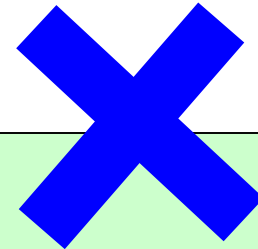
移動支援を受ける者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動
その他社会参加のための外出を支援するものとする。

ただし、通勤、通学、通所、営業活動等の経済活動に関わる外出、通年かつ長期にわたる外出その他社会通念に照らし市長が不適當と認める外出の支援を除くものとする。

外出をする楽しさプラス支援を行う目的がある



- ショッピング ○美術館
- 市役所
- 緊急時の通院や健康診断等※
- 学校が休みの場合の通学練習



- パチンコ等
- 風俗等
- マッサージ等の定期通院
- 英会話教室(通年かつ長期のもの)

※居宅介護(通院等介助)を優先、しかし定期的な通院ではない為移動支援も可能

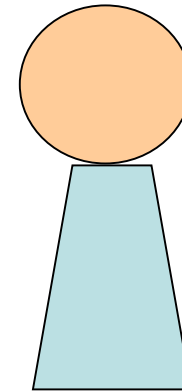
移動支援の対象者及び支援方法は？

◎移動支援の対象者は…

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者手帳



安城市在住の
発達障害の方や
特殊な疾病による障害
の方
※規定あり

◎移動支援の支援方法は…

ヘルパー

利用者
Aさん

利用者と支援者（ヘルパー）とのマンツーマン
による「個別支援型」のみ可
（安城市移動支援事業実施要綱より）

移動支援における課題

1. 新たなニーズへの対応

- ・友達と一緒に出かけたい(当事者)
- ・将来的な自立を見据えた支援を希望

(保護者及び家族)

2. 量的ニーズに対する充足度

- ・希望者のすべてが移動支援を利用できていない現状

課題① 新たなニーズへの対応

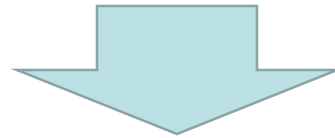
◎当事者からのニーズ

- ・お友達と一緒に出かけたい。

◎保護者や家族からのニーズ

(友達等と一緒に出かけする中で)

- ・人に合わせて行動することを学んでほしい。
- ・集団に参加することで刺激を受け、たくさんの経験を積んでほしい。
- ・普段の1対1では感じられない楽しさに触れるなど、人との関わりの中で多くのことを得てほしい。



移動に関して、将来的な自立(移動支援を使わなくても出かけることができる等)を見据えたニーズが増えつつある。

現在の「個別支援型」でも対応できないことはないが、ヘルパー不足等により対応できなくなる事例が増える恐れも

課題② 量的ニーズに対する充足度

第4期障害福祉計画実績(H29年度分)より抜粋

事業名	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)
(8)移動支援事業										
①事業所数	か所	33	34	103.0%	34	34	100.0%	35	34	97.1%
②利用者数	人/月	212	215	101.5%	220	281	127.7%	228	285	125.0%
③時間	時間/月	1,696	1,823	95.7%	1,760	1,559	88.6%	1,824	1,479	81.1%

○事業所数は平成27年から29年にかけて増えていない。

○利用者数は平成27年215人から平成30年は285人まで増えている。

(対比132.56%増加)

○時間数は平成27年1623時間/月から平成29年1479時間/月と減っている。

(対比91.13%減少)

数字だけをみると需要はあるがサービスの提供が出来ていないことになります。

移動支援を利用出来ていない障害者がいるのではないか？

課題② 量的ニーズに対する充足度

居宅担当者会が実施したアンケート(一部抜粋)

平成30年8月調査

男女比率	男 (件数)	男 (%)	女 (件数)	女 (%)		
	25	54.35%	21	45.65%		
実績	0時間	10時間～ 50時間	50時間～ 100時間	100時間～ 150時間	150時間～ 200時間	
	11	5	14	11	4	

夏休みで移動支援の利用時間がもっとも増えるだろう期間に
提供できていない利用者が11名いることが分かりました。

課題解決のためには・・・

移動支援の実施方法として、

これまでの「個別支援型」だけでなく、

「グループ支援型」も認めていくことが

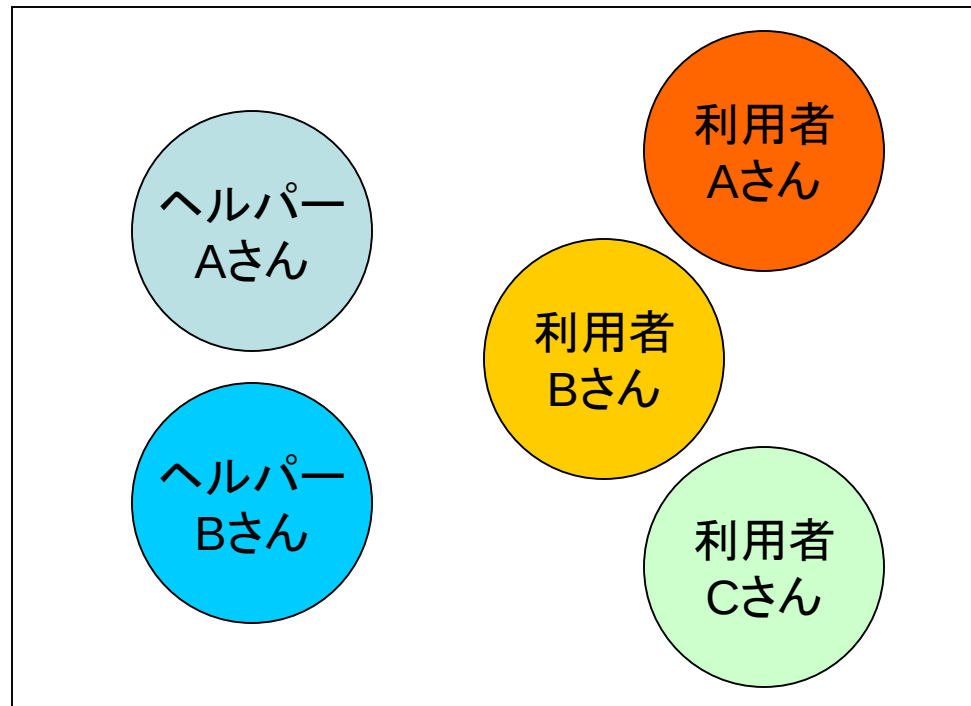
解決策の一つになるのではないかと、

居宅担当者会では考えました。

そのため、今後導入に向けて具体的な検討を安城市と協議したいと考えます。

グループ支援ってどんなもの？

グループ支援とは複数の障害がある人への同時支援、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの参加等、複数の障害者への同時支援を目的とする。



個別支援型とグループ支援の違い

個別支援型

【内容】

○マンツーマンで支援を行う

【支援方法】

○個別ケア

【メリット】

○細かな支援が出来る

○安全性が高い

○日程調整の都合が付きやすい

【デメリット】

○軽度の方の自立に繋げづらい

○同一目的地に何度も行く

○外出の機会の損失

グループ支援

【内容】

○グループで支援を行う

【支援方法】

○協調性・社会性のケア

【メリット】

○軽度の方の自立に繋げやすい

○同一目的地に同時に支援可能

○外出の機会が増やせる

○利用者の新規受け入れが可能

【デメリット】

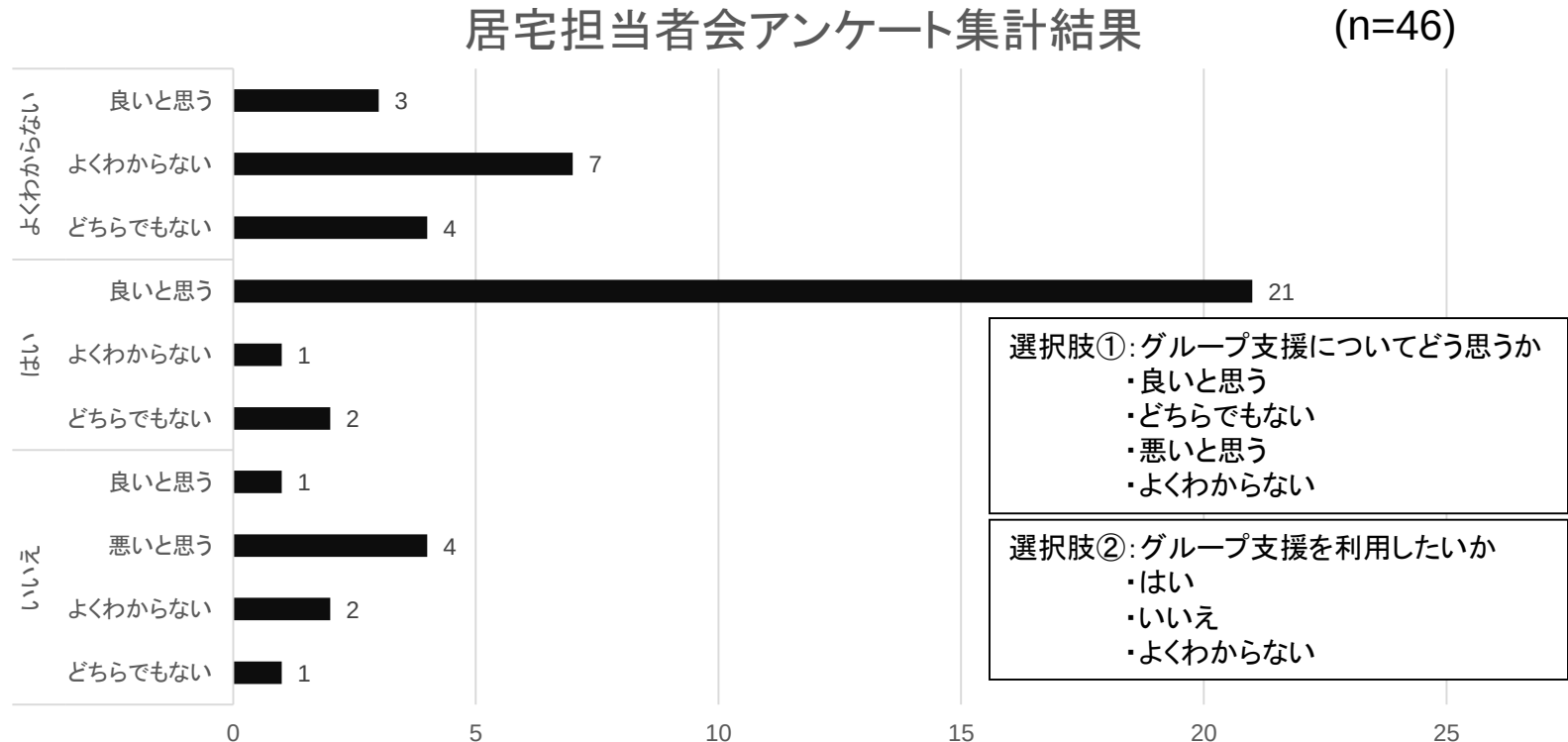
○重度の方の支援が難しい

○個別支援に比べてやや不安

○日程調整が困難

グループ支援のニーズは？

居宅担当者会においてH30年8月に実施したアンケート結果



全体の半数以上がグループ支援について「良いと思う」と回答(25人)しており、そのうち約8割(21人)の方が、実際にグループ支援を利用したいというニーズを持っている。

グループ支援を導入するメリット

グループでの支援を通じて、障害者自身の社会性、協調性が高まり、それにより将来的な自立に向けた当事者の意識を醸成できる！



移動支援を利用しなくても外出が出来るようになる！
部分的自立を図ることができ、移動支援の使用頻度が減少する！



障害福祉制度に乗っ取った本来の自立の形を形成することが出来る！



ヘルパーの配置に余裕ができ、今までサービスを利用できなかった方への移動支援サービス提供ができるようになる！



移動支援の目的(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動その他社会参加のための外出を支援)が今より広範囲で実施できる！

グループ支援導入を検討するための今後の課題

1. 安全性の確保について

- ・ヘルパーと利用者の比率
- ・利用対象者の範囲 等

2. 実施に向けた具体的な内容

- ・利用料金等予算的な部分
- ・利用時の具体的な流れ 等

議題 6 要綱などの改正等について

安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の障害者のうち、意思疎通が困難である者が精神科病院を除く医療機関に入院する場合に、意思疎通に熟達している者（以下「コミュニケーション支援者」という。）を派遣することにより、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的として行う安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施するものとし、その実施主体は安城市とする。

(対象者)

第3条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、安城市に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
- (2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第5項に規定する行動援護を現に利用している者
- (3) 法第21条第1項に規定する障害支援区分の認定に係る認定調査項目のうち、「3-3 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外と認定されている者又はこれに準ずる者として市長が認めた者
- (4) 入院先の医療機関がコミュニケーション支援者の派遣を承諾している者
- (5) 介護者がいない者又はこれに準ずる者として市長が認めた者

(支援の内容)

第4条 コミュニケーション支援は、支援対象者が入院時において医療従事者との意思疎通を円滑に行えるよう、第12条に規定するコミュニケーション支援事業

者（以下「コミュニケーション支援事業者」という。）がコミュニケーション支援者を派遣することにより行うものとする。

2 コミュニケーション支援は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援以外のサービスは対象としない。

3 コミュニケーション支援の利用期間は、1回の入院につき当該入院の期間とする。ただし、入院日から起算して30日間を限度とする。

4 コミュニケーション支援の利用時間は、1回の入院につき50時間を限度とする。ただし、1日当たり4時間（入院日から起算して3日間は8時間、入院日から起算して4日目以後において1週間当たり8時間）を限度とする。

（利用の申請）

第5条 コミュニケーション支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）医療機関が発行する入院期間を証明するもの

（2）その他市長が必要と認める書類

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、コミュニケーション支援の利用が適当であると認める場合は安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用決定通知書（様式第2）により、不適当であると認める場合は安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用申請却下通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（利用決定の変更）

第7条 前条の規定により決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業申請内容変更申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった申請内容の変更を認める場合は、安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用内容変更決定通知書（様式第5）により、利用者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

（1）コミュニケーション支援の利用者としての決定を辞退したとき。

議題 6 要綱などの改正等について

(2) 死亡又は市外へ転出したとき。

(3) その他本事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書（様式第6）により、利用者に通知するものとする。

（利用者負担額）

第9条 コミュニケーション支援に係る利用者の負担額は、無料とする。

（報酬単価）

第10条 コミュニケーション支援事業者に支給する費用（以下「コミュニケーション支援事業費」という。）の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第1の1ハの規定により計算される家事援助の例により算定した費用の額とする。

（請求及び支払い）

第11条 コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーション支援事業費の支払いを受けようとするときは、コミュニケーション支援の終了した日の属する月の翌月15日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求書（様式第7）

(2) 安城市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実績管理票（様式第8）

2 市長は、コミュニケーション支援事業者から前項の請求があったときは、その内容を審査し、支払うことが適当であると認めるときは、速やかに支払うものとする。

（コミュニケーション支援事業者の要件）

第12条 コミュニケーション支援事業者は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、地域生活支援事業における日中一時支援事業を行う事業者、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業を行う事業者又は同条第4項に規定する放課後等デイサービス事業を行う事業者のうち、現に利用者にサービスを提供している事業者とする。

（コミュニケーション支援者の要件）

第13条 コミュニケーション支援者は、前条に規定するコミュニケーション支援

事業者の利用者に対し、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、地域生活支援事業における日中一時支援事業、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業又は同条第4項に規定する放課後等デイサービス事業のサービスを提供する者とする。

- 2 コミュニケーション支援者は、コミュニケーション支援を行うときは、身分を証する書類を携行し、かつ、利用者又は医療従事者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(不正利得の返還)

第14条 市長は、コミュニケーション支援事業者が偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援事業費の支払いを受けたときは、当該事業者からコミュニケーション支援事業費の全部又は一部を徴収し、又は返還させるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日に廃止する。

安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドライン(案)

H31.4.1

1 趣旨

本ガイドラインは、障害福祉サービスをはじめとする、安城市内の限られた障害福祉資源を分け合い、有効活用するため、市が設定した基準であり、本市におけるサービス等利用計画書を作成するガイドラインである。

なお、その改正にあたっては、安城市自立支援協議会内の相談支援担当者等においてサービス利用に関する事項を協議し、本会議で報告を経て決定した基準である。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
居宅介護	児・者	国庫負担基準に係る単位数 ※1	1年
重度訪問介護	児・者		
同行援護	者（視覚）		
行動援護	児・者		
重度障害者等包括支援	児・者		

※1 国庫負担基準に係る単位数は、「支給決定年度の国庫負担基準」に準ずる。（4頁参照）

② 日中活動系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
療養介護	者	当該月の日数	3年
生活介護	者	当該月の日数－8	3年
短期入所	児・者	7日	1年
就労移行支援	者	当該月の日数－8	1年 (2年間)
就労継続支援A型	者	当該月の日数－8	3年
就労継続支援B型	者	当該月の日数－8	1年
就労定着支援	者	当該月の日数 ※利用開始に就労していることがわかるものを添付	1年 (3年間)
自立生活援助	者	当該月の日数	1年 (1年間)
自立訓練（機能訓練）	者（身体）	当該月の日数－8	1年 (1年6か月間)
自立訓練（生活訓練）	者 (知的・精神)	当該月の日数－8	1年 (2年間)

※支給期間欄の()内は標準利用期間

③ 居住系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
施設入所支援	者	当該月の日数	3 年
共同生活援助 （グループホーム）	者	当該月の日数	
宿泊型自立訓練	者 （知的・精神）	当該月の日数	1 年 （2 年間）

※支給期間欄の（ ）内は標準利用期間

（２）障害児通所給付

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
児童発達支援	児	2 3 日 ※ 2、※ 3	1 年
放課後等デイサービス	児	2 3 日 ※ 2	
医療型児童発達支援	児	2 3 日 ※ 2、※ 3	
居宅訪問型児童発達支援	児	2 3 日	
保育所等訪問支援	児	2 日	

※ 2 日中一時との合算は 2 5 日／月

※ 3 合算は 2 3 日／月

（３）地域生活支援事業

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
移動支援	児・者	1 5 時間	1 年
日中一時支援	児・者	1 0 日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等している者 ※ 4 2 3 日：他の日中活動系サービス（短期入所を除く）または学校・会社等へ通所等していない者	
地域活動支援センター （安城市地域活動支援センター事業実施要綱別表第 3 に掲げる事業所）	者	1 0 日	
訪問入浴サービス	児・者 （身体）	9 日	

※ 4 児童発達支援又は放課後等デイサービスとの合算は 2 5 日／月

(4) 相談支援

サービス種別	対象者区分	モニタリング期間	支給期間
計画相談支援	障害福祉サービス受給者	【在宅】 新規または変更：毎月（3か月間） ※居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 更新：3か月 ※上記以外 更新：6か月 【施設入所・療養介護】 新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月	最短の支給決定サービス終了期間と合わせる
障害児相談支援	障害児通所受給者（障害福祉サービスを併給する場合を含む）	新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月 ※障害福祉サービスを併給する場合は3か月	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者	6か月	6か月
地域定着支援	単身及び同居の家族が疾病等のため、緊急時の支援が見込めない者	毎月	1年

2 他法との給付調整（障害者総合支援法第7条）

介護保険法に基づく介護給付、健康保険法に基づく療養の給付その他の法令に基づく給付のうち、自立支援給付に相当するものが行われた時は、原則として自立支援給付を行わないこととする。（他法優先）具体的には、国が規定する「介護給付等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に準ずるものとする。

3 例外的な支給決定

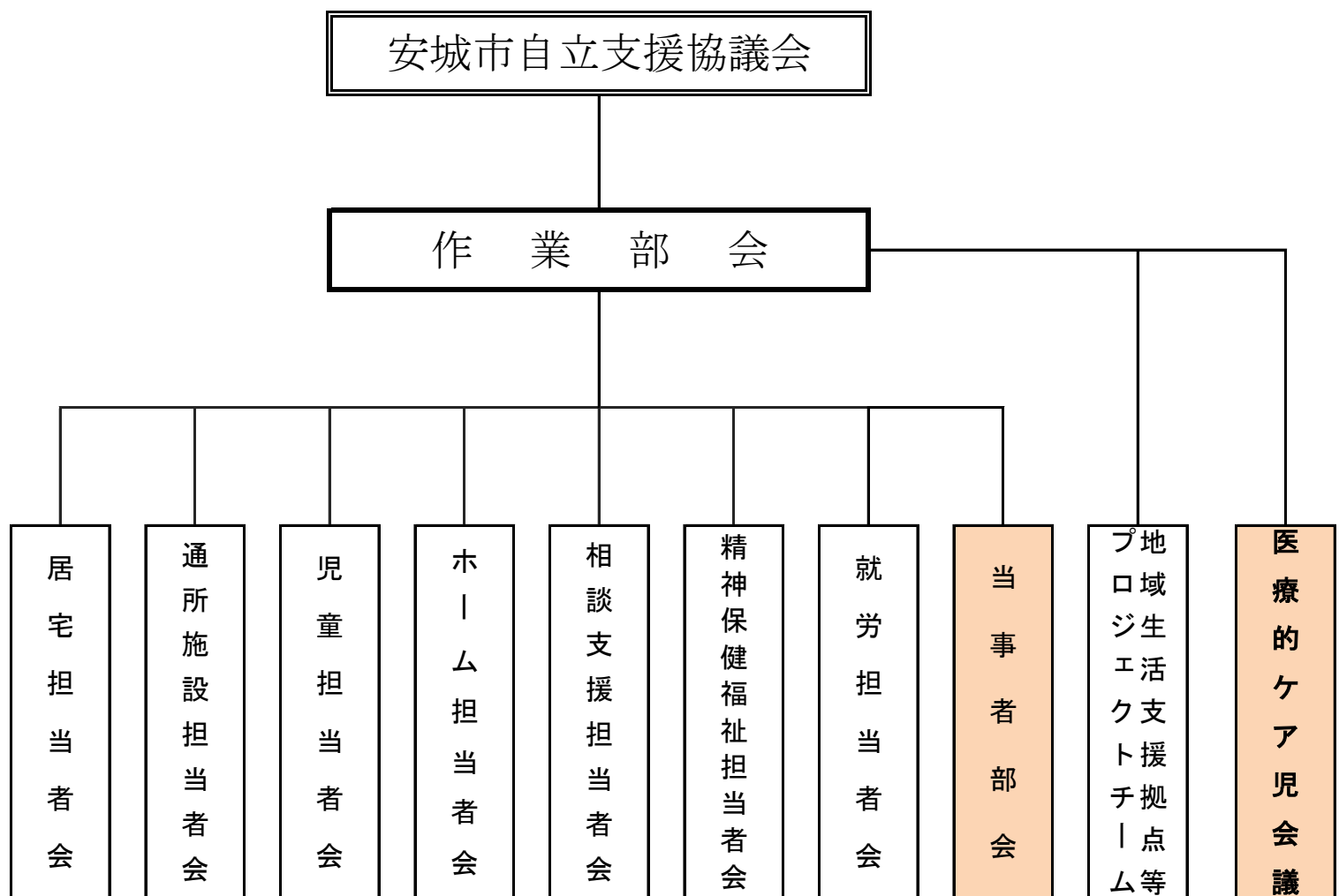
例外的に、本ガイドラインによらず計画作成を行う場合は、事前に、別途市との協議を経ることとし、協議のあった場合には、市は自立支援協議会の相談支援担当者会で協議を行い、協議内容を参考に市が支給決定を行う。

議題 8 基幹研修会・勉強会（平成 31 年度）スケジュール（案）

H31. 2. 20現在

[illegible]

自立支援協議会の体系



H 3 1 安城市自立支援協議会 作業部会・担当者会スケジュール一覧表(案)

平成 3 1 年 4 月

		担 当 者 会								地域生活 支援拠点 等 P T	事前 打ち合わせ	作業部会	本会議
		居宅	通所施設	児童	ホーム	相談支援	精神保健 福祉	就労	当事者				
事業所	会長	神谷 (ひまわり)	阿部 (チャコール)	鈴木 (はぐみん)	牧原 (アスパラートス)	久野 (ふれあい)	岡田 (グループホーム SORA)	坂井 (虹の家)		山北 (ひだまり)	小川	小川	(小川)
	副	榊原 (社協)	神田 (まるくて)	篠田 (くるくる)	下出 (アットホーム)	小田 (あんステップ)	耕野 (矢作川病院)	津川 (ジョブファミリー)			飯野	飯野	(飯野)
	副	吉田 (ヘルパーステーション Peace)	高橋 (こすもす畑)	太田 (安あん)		鈴木 (ぼてっち)	木落 (夢ら咲)	山本 (工房げん せき)			太田	太田	(太田)
担当	ふれ あい	高野	鈴木	杉本	柴田	久野	高野	柴田	鈴木	係長	所長・係長	所長・係長	所長・係長
	市	金田	神尾	白井	近藤	樫野	杉浦	岡本	大岡 神尾	(次長)・ 課長・係長	(次長)・ 課長・課長補佐 ・係長	課長・ 課長補佐・ 係長	部長・次長・ 課長・課長補佐 ・係長
開催時期		毎月 第 2 火	偶数月 第 1 水	毎月 第 3 火	奇数月 第 1 水	毎月 第 3 火	奇数月 第 2 金	偶数月 第 2 水	毎月 第 2 木	奇数月 第 3 水曜日	毎月第 3 木曜日	毎月第 4 木曜日	第 4 木曜日
原則時間		13 : 15～	13 : 30～	10 : 30～	10 : 00～	13 : 30～	15 : 00～	13 : 30～	13 : 30～	13 : 30～	10 : 00～ 11 : 30	13 : 30～ 15 : 00	13 : 30～ 15 : 00
場 所		社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	矢作川病院 又は 社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	市役所	社会福祉会館	市役所
H31	4 月	4/9	4/3	4/16		4/16		4/10	4/11		-	-	-
	5 月	※ 5/21		5/21	※ 5/8	5/21	5/10		5/9	5/15	5/16	5/23	-
	6 月	6/11	6/5	6/18		6/18		6/12	6/13		(※6/14)	(※6/21)	6/27
	7 月	7/9		7/16	7/3	※ 7/17	7/12		7/11	7/17	7/18	7/25	-
	8 月		8/7	8/20		8/20		8/14			8/15	8/22	-
	9 月	9/10		9/17	9/4	※ 9/18	9/13		9/12	9/18	9/19	※9/27	-
	1 0 月	10/8	10/2	10/15		※ 10/16		10/9	10/10		(※10/10)	(※10/17)	10/24
	1 1 月	11/12		11/19	11/6	11/19	11/8		11/14	11/20	11/21	11/28	-
H32	1 2 月	12/10	12/4	12/17		12/17		12/11			※12/18	12/26	-
	1 月	※ 1/21		1/21	1/8	1/21	1/10		1/9	1/15	1/16	1/23	-
	2 月	※ 2/18	2/5	2/18		2/18		2/12	2/13		2/20	※2/28	-
	3 月	3/10		3/17	3/4	3/17	3/13		3/12	3/18	(※3/3)	(※3/12)	※3/19

※ 変則日
平成 2 6 年度から、担当者会の担当職員は、障害福祉課とふれあいから、原則各一人とします。